

(案)

## 児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会報告書

I	本研究会の開催経緯と検討課題について .....	1
II	児童福祉施設における感染防止対策について .....	1
1	最低基準省令における規定内容 .....	1
2	見直しの必要性と児童福祉施設について講ずべき措置について .....	2
III	感染症流行時等の業務継続について .....	2
1	取組の必要性について .....	2
2	取組の内容について .....	3
IV	児童福祉施設に対する監査について .....	3
1	見直しの必要性について .....	3
2	監査の方法の見直しについて .....	4
V	まとめ .....	5

## 本研究会の開催経緯と検討課題について

都道府県知事等は、1年に1回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準省令」という。）で定める基準に従い、又は参酌して、都道府県知事等が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）を遵守しているかどうかを実地につき検査（以下「実地監査」という。）させなければならないこととされている。

こうした児童福祉施設の実地監査については、平成30年地方分権改革に関する提案募集では他の社会福祉施設に対するものを含めた周期の見直しを求める提案が、また、令和3年の同募集では書面やリモート等による方法も可能とすることを求める提案が、それぞれ寄せられたところである。

他方、令和2年1月15日に我が国で初めての新型コロナウイルスの感染者が確認された後、月日までに合計人の感染者、人の死亡者が確認されているほか、児童福祉施設においても、同一施設内で複数名の感染者が確認されるケースが発生している確認されている。これまでの感染対策においては、基本的な感染対策を推進することに加え、人流や人との接触機会を削減する観点から、外出・移動の自粛等の取組が進められてきたが、児童福祉施設についても、平時からの感染症等に対する備えや、感染症流行時の業務継続の重要性が再認識されるとともに、各地方自治体による児童福祉施設への指導監査についても、感染症対策と両立した実施が求められているところである。

本研究会は、こうしたことも踏まえて 児童福祉施設における感染防止対策、感染症流行時の業務継続、感染拡大防止と両立した指導監査の在り方等について検討を行う目的で開催されたものである。

本報告書においては、これらの課題について、現状を分析し、改善すべき点を明らかにした上で、今後の対応方針について、厚生労働省に対し提案する。

## 児童福祉施設における感染防止対策について

### 1 最低基準省令における規定内容

最低基準省令において、障害児入所施設以外の児童福祉施設における感染症のまん延防止については、「感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」（第10条第2項）と規定されているにとどまっている。なお、障害児入所施設については、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の取りまとめを踏まえ、感染症の発生及びまん延の防止等

に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける規定が盛り込まれた<sup>1</sup>ところである。（第9条の4、第10条第3項）

## 2 見直しの必要性と児童福祉施設について講ずべき措置について

今般の新型コロナウイルス感染症のまん延等を踏まえれば、まずは、障害児入所施設と同様に、障害児入所施設以外の児童福祉施設について、平時における感染症のまん延防止等の観点から、その職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならないこととする必要があると考える。

また、こうした研修や訓練については、それらの具体的な内容が分かるよう、通知やマニュアルによる具体化が必要である。なお、児童福祉施設における新型コロナウイルス等の感染症対策については、施設の開所等に係る判断を含めて既に複数の事務連絡やマニュアルにより施設別の感染症対策が示されているところであるため、こうした具体化に当たっては、それらの事務連絡やマニュアルとの関係を明らかにする必要があると考える。加えて、児童養護施設等の入所施設と保育所等の通所施設との施設種別の違いにも配慮すべきである。

さらに、今後は、新型コロナウイルスの新たな変異型のウイルスも含めた未知の新興感染症の流行の発生も想定される。こうした新興感染症については、その感染経路を含めたウイルスの特性が不明であるため詳細な感染対策をあらかじめ示すことは困難であるものの、感染症に共通する基本的な感染対策や必要な情報収集等を示す必要はあると考える。

## 感染症流行時等の業務継続について

### 1 取組の必要性について

上記に述べたとおり、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の取りまとめを踏まえ、障害児入所施設等を含む障害福祉サービス等事業所においては、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、業務継続に向けた計画の策定、研修・訓練（シミュレーション）の実施等を義務化する規定が設けられているところである。

障害児入所施設を含めた他の社会福祉施設における取組を踏まえれば、児童福祉施設においても、業務継続に向けた計画の策定を進めるべきである。

---

<sup>1</sup> 令和3年4月1日施行。施行から3年間は努力義務。

## 2 取組の内容について

具体的には、感染症流行時の業務継続の観点から、業務を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める、

職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努める、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う、とすることが必要と考える。

なお、本研究会では、児童福祉施設にも地方自治体の担当部署にも業務継続計画の専門家がいなかったため、児童福祉施設側での業務継続計画の策定や地方自治体側での指導が円滑に行えるよう、業務継続計画のひな形のようなものを求める指摘があったことから、こうしたものを国側から示すことが必要と考えられる。この際、児童養護施設等の入所施設と保育所等の通所施設との施設種別の違いにも配慮すべきである。また、業務継続計画においては、施設内のみならず、施設外との関係についても可能な範囲で整理しておく必要があると考える。

また、障害児入所施設の業務継続計画では、感染症だけではなく、地震や水災害といった非常災害が発生した場合も想定しているため、児童福祉施設においても同様の扱いとすべきと考えられる。

さらに、業務継続計画は感染症対策の一環でもあると考えられること等も踏まえれば、上記に掲げるものと同様に、業務継続計画においては、感染症に共通する基本的な感染対策等も組み込む必要があると考える。

その上で、こうした業務継続計画のひな形や、訓練・研修の具体的内容については、通知等により具体化を図っていく必要があると考える。

## 児童福祉施設に対する監査について

### 1 見直しの必要性について

上記で述べたとおり、国以外の者が設置する児童福祉施設については、1年に1回以上実地監査を実施することとされているが、これについては、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第38条に規定されているものである。

実態としては、自治体において年度当初に指導監査実施計画を策定し、監査対象となる施設と日程調整・必要な書面の準備の依頼を行った上で、当日に施設に赴いて監査を実施されているところである。

当研究会の議論では、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していた状況では、監査目的とはいえ、不特定多数の人間が児童福祉施設に出入りすることのリスクがあったことから、実地による監査を円滑に実施することが困難との指摘が

あったところである。また、地方自治体によっては、施設が遠方にある場合もあり、移動に長時間を要しているとの指摘もあったところである。

## 2 監査の方法の見直しについて

### (1) 書面監査

これらのこと等を踏まえると、感染症の感染拡大防止等の観点からも、児童福祉施設への定期的な監査について、書面による監査（児童福祉施設の実地において行われたいものをいい、以下「書面監査」という。）を導入することが有用と考えられる。具体的には、都道府県知事等による監査について、新型コロナウイルス感染症の流行状況や他の福祉施設についての対応等を踏まえ、実地によるものを原則とした上で、例えば、対象となる児童福祉施設の所在地における感染症の流行状況を踏まえ、実地による監査を控えるべき事情があると認められ、かつ、直近の監査において大きな問題が確認されていない、対象となる児童福祉施設の前年度の実地監査の結果、適正な運営が確保されているといった等のいずれかの場合においては、例外的に書面監査を可能とすることが適当であり、そのための法令上の措置を講ずるべきと考える。

なお、本研究会における議論の中でも、監査項目の中には、書面での確認が可能なものと、実地でなければ確認が困難なもの（以下「実地確認項目」という。）があるとの指摘や、設置後間もない施設については実地監査を維持すべきではないかとの意見があった。こうしたことも踏まえ、書面監査を可能とする条件には、

- ・前年度の実地監査において実地確認項目について適切であるとの確認ができて
- いること
- ・設置後一定年限一年以降の施設であること

を加えるべきである。

また、監査の実効性を確保しつつ、児童福祉施設及び都道府県等双方の過度な負担増加を避ける必要があるとともに、各種記録等の個人情報を含む書類の取扱いについても問題提起があったことも踏まえ、書面監査において確認すべき事項や求めるべき書類等の目安を厚生労働省が示すべきであると考えられる。なお、各種書類のペーパーレス化が進んでいく中での書面監査の在り方も、将来的な課題として、研究していく必要があると考える。

### (2) Web 会議サービスの活用

オンラインでの Web 会議サービスの普及に伴い、それをを用いた遠隔地間での聞き取りや画面共有も、監査を実施する上で有効な手段と考えられる。ただし、こうした Web 会議サービスの活用については、必要となる ICT 環境が整備されていない場合があること、実地確認項目の目視による確認を可能とするものではないこと、 Web 会議サービスを使用する際のセキュリティ上の注意事項等に

留意する必要がある。このため、Web 会議サービスについては、書面監査を補完するものと位置づけた上で、都道府県等と児童福祉施設の双方で合意がある場合に活用すべきものであること等、Web 会議サービスを活用する場合の留意点を示すべきと考える。

## まとめ

児童福祉施設の役割は、現代日本が直面している少子高齢化の中、我が国を発展させていく上で必要不可欠なものである。本研究会では、感染症流行時への対応を基本に、児童福祉施設の安定的な運営のために必要と考えられることを整理した。厚生労働省は、本研究会が報告した事項はもとより、児童福祉全体が安定的に運営され、支援を必要とする子どもに速やかに支援が届くよう、必要な政策を躊躇無く実施していただくよう、研究会として要望する。